

野田市告示第5号

野田市公契約条例に規定する市長が定める賃金等の最低額の告示

野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号。以下「条例」という。）条例第6条第1項第2号及び規則第4条第1号エに規定する市長が適用労働者の職種ごとに定める令和4年度の1時間当たりの賃金等の最低額は、令和4年4月1日付野田市告示第95号に定める他、次表のとおりとする。

表

適用労働者の職種	最低額
施設の包括管理	1,750円

令和5年1月12日

野 田 市 長 鈴 木 有